

岡山市自主防災組織等育成事業  
助成金交付要綱

平成31年4月1日施行  
令和2年3月1日改正施行  
令和2年4月1日改正施行  
令和3年4月1日改正施行  
令和4年4月1日改正施行  
令和8年4月1日改正施行

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織等の育成強化を図ることを目的に、予算の範囲内において、岡山市自主防災組織等の育成のための助成金を交付するものとし、その交付に関して、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則で使用する用語の例による。

- (1) 単位町内会 「岡山市町内会名簿」に掲載されている町内会・自治会のことをいう。
- (2) 連合町内会 「岡山市町内会名簿」に掲載されている学区・地区での連合組織のことをいう。
- (3) 自主防災組織 地域の防災活動を行う単位町内会のうち、岡山市に自主防災組織結成の届出を行ったものをいう。
- (4) 学区(地区)防災組織 地域の防災活動を行う連合町内会のうち、岡山市に学区(地区)防災組織結成の届出を行ったものをいう。

(助成金の種類)

第3条 助成金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その要件等については当該各号により次条以降に定める。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 避難活動準備助成金     | 第5条に定めるもの |
| (2) 学区(地区)連絡調整助成金 | 第6条に定めるもの |
| (3) 活動運営費助成金      | 第7条に定めるもの |
| (4) 地域防災マップ作成助成金  | 第8条に定めるもの |

(助成対象事業者)

第4条 助成の対象となる事業者(以下「助成対象事業者」という。)は、第2条第3号の自主防災組織及び第2条第4号の学区(地区)防災組織であり、別表第1に該当するものをいう。

2 前項の規定に関わらず、事業者の役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 暴力団(岡山市暴力団排除基本条例(平成24年岡山市条例第3号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)
- (3) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(避難活動準備助成金)

第5条 避難活動準備助成金は、対象事業者が地域の防災活動を始めるために要する経費を助成する事業であり、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 防災資機材の整備
- (2) 平常時の防災訓練等に要する物品の購入
- (3) 地域内の状況把握のための活動
- (4) 防災意識啓発のための活動

2 助成対象事業者は、第2条第3号の自主防災組織であり、別表第1に該当するものをいう。

3 助成金額の上限は、別表第1のとおりとする。

4 助成金の交付回数は、同一の助成対象事業者について1回とし、他の助成制度の対象となった経費については、当該助成金の交付対象としない。

- 5 助成対象期間は、年度を単位とし、自主防災組織等育成事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「助成金交付申請書」という）を提出した日の属する年度とする。
- 6 助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、第1項各号の助成対象事業を実施するために要する経費とする。
- 7 助成金額は、第3項に定める助成額と前項の助成対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。
- 8 助成金の交付申請は、助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日まで（4月1日から3月31日の間）に提出しなければならないものとする。  
なお、規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。
  - (1) 活動計画書
  - (2) 助成事業に係る経費の収支予算書及び経費予定リスト
  - (3) 助成事業に係る経費金額の根拠となる資料（単価が3万円以上のもの）
  - (4) 前号に上げるものの他市長が必要と認める書類
- 9 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、助成金の交付の決定に当たって、活動計画において、避難誘導を基本とする活動を計画し、準備を含め実施する努力を行うこととの条件を付するものとする。

#### （学区（地区）連絡調整助成金）

- 第6条 学区（地区）連絡調整助成金は、対象事業所が学区（地区）内の防災に関する連絡調整活動を実施するために要する経費を助成する事業であり、次の各号に定めるものを対象にする。
- (1) 学区（地区）で必要な防災資機材の整備
  - (2) 学区（地区）の自主防災組織との合同防災訓練の実施
  - (3) 学区（地区）の状況把握のための活動
  - (4) 学区（地区）の防災意識啓発のための活動
  - (5) 学区（地区）の自主防災組織との連絡・調整等準備に要する運営活動
- 2 助成対象事業者は、第2条第4号の学区（地区）防災組織であり、別表第1に該当するものをいう。
- 3 助成金額の上限は、別表第1のとおりとする。
- 4 助成金の交付回数は、同一の助成対象事業者について1回とし、他の補助金等制度の対象となった経費については、当該助成金の交付対象としない。
- 5 助成対象期間は、年度を単位とし、助成金交付申請書を提出した日の属する年度とする。
- 6 助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、第1項各号の助成対象事業を実施するために要する経費とする。
- 7 助成金額は、第3項に定める助成額と前項の助成対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。
- 8 助成金の交付申請は、助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日まで（4月1日から3月31日の間）に提出しなければならないものとする。なお、規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。
  - (1) 活動計画書
  - (2) 助成事業に係る経費の収支予算書及び経費予定リスト
  - (3) 助成事業に係る経費金額の根拠となる資料（単価が3万円以上のもの）
  - (4) 前号に上げるものの他市長が必要と認める書類
- 9 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、助成金の交付の決定に当たって、活動計画において、学区（地区）の防災に関する連絡調整活動を基本に計画し、実施することとの条件を付するものとする。

#### （活動運営費助成金）

- 第7条 活動運営費助成金は、対象事業者が、活動運営を実施するために要する経費を助成する事業であり、次の各号に定めるものを対象とする。
- (1) 防災意識啓発のための活動
  - (2) 地域内の状況把握のための活動
  - (3) 防災訓練の実施
  - (4) 防災資機材の整備
  - (5) 要配慮者や避難行動要支援者の居住状況の把握

- (6) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり（個別避難計画の作成）
- 2 助成対象事業者は、第2条第3号の自主防災組織及び第2条第4号の学区（地区）防災組織であり、別表第1に該当するものをいう。ただし、前項第6号に規定する事業にあつては、自主防災組織のみを助成対象事業者とする。
  - 3 1団体に対して1年度につき交付できる助成金の交付額の限度額は、次に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる金額とする。（複数団体が協同で負担する経費についてはそれぞれの限度額まで合算することができる。）
    - (1) 第1項に規定する事業のうち、次に掲げるいずれかの事業を実施する場合 2万円
      - ア 年1回以上の防災に関する訓練
      - イ 年1回以上の防災に関する勉強会
    - (2) 第1項に規定する事業のうち、前号ア又はイ及び次に掲げるいずれかの事業を実施する場合 5万円
      - ア 地域住民の避難体制の構築に関する活動
      - イ 避難所運営に関する活動
  - 4 第1項第6号に規定する事業を行う場合、前項に規定する助成限度額に、作成を行った件数1件あたり3千円の加算を行うものとする。ただし、加算額の決定に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。
    - (1) 作成を行った個別避難計画を市に提出すること。
    - (2) 助成金交付申請書を提出した日の属する年度の岡山市避難行動要支援者名簿掲載者についての個別避難計画の作成を行ったものであること。
  - 5 助成金の交付回数は、同一の助成対象事業者について1年度につき1回とし、他の補助金等制度の対象となった経費については、当該助成金の交付対象としない。
  - 6 助成対象期間は、年度を単位とし、助成金交付申請書を提出した日の属する年度とする。
  - 7 助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、第1項各号の助成対象事業を実施するために要する経費とする。
  - 8 助成金額は、第3項及び第4項の規定により算出した助成額と、前項の助成対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。
  - 9 助成金の交付申請は、助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日まで（4月1日から3月31日の間）に提出しなければならないものとする。なお、規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。
    - (1) 事業計画書
    - (2) 助成事業に係る経費の収支予算書及び経費予定リスト
    - (3) 助成事業に係る経費金額の根拠となる資料（単価が3万円以上のもの）
    - (4) 前号に上げるものの他市長が必要と認める書類

（地域防災マップ作成助成金）

- 第8条 地域防災マップ作成助成金は、対象事業者が、地域防災マップを作成するために要する経費を助成する事業であり、次の各号に定めるものを対象とする。
- (1) 地域内の危険箇所等を把握し、点検・確認するための活動
  - (2) 防災マップ作成のための要配慮者や避難行動要支援者の居住状況の把握
  - (3) 防災マップの製作作業に要する物品などの購入や印刷
- 2 助成対象事業者は、第2条第3号の自主防災組織及び第2条第4号の学区（地区）の防災組織であり、別表第1に該当するものをいう。
  - 3 助成金額は、別表第1のとおりとする。
  - 4 助成金の交付回数は、同一の助成対象事業者について助成を行う年度につき1回とし、助成を行った年度の翌々年度が経過するまでは再度の助成を行わない。また、他の補助金等制度の対象となった経費については、当該助成金の交付対象としない。
  - 5 助成対象期間は、年度を単位とし、助成金交付申請書を提出した日の属する年度とする。
  - 6 助成対象事業の実施に際し支出される経費のうち、助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、助成対象事業を行うために必要な経費とする。
  - 7 助成金額は、第3項に定める助成額と前項の助成対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。
  - 8 助成金の交付申請は、助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日まで（4月1日から3月31日の間）に提出しなければならないものとする。なお、規則第5条

第2項の規定に基づき、同条第1項第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 助成事業に係る経費の収支予算書及び経費予定リスト
- (3) 助成事業に係る経費金額の根拠となる資料（単価が3万円以上のもの）
- (4) 前号に上げるものの他市長が必要と認める書類

9 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、助成金の交付の決定に当たって、事業計画について、地域の危険箇所や防災上の現地確認作業を計画し、実施することの条件を付するものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

（実績報告）

第10条 助成対象事業者は、助成事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して20日以内に、助成事業の実施状況を記載した自主防災組織等育成事業実績報告書（様式第3号）に次の各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときもまた同様とする。

- (1) 助成事業に係る経費の収支決算書
- (2) 支出の事実を証する書類
- (3) 助成事業の実施状況が分かる写真（第7条の活動運営費助成金のみ）
- (4) 事業報告書
- (5) 個別避難計画書の写し（第7条第1項第6号の事業を実施する場合のみ）
- (6) 作成した地域防災マップ 1部（第8条の地域防災マップ作成助成金の場合のみ）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（助成金の完了前交付）

第11条 規則第19条第1項ただし書の規定により、事業を実施することに支障がある場合には、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付できる。

2 前項の規定に基づき、助成事業の完了前に交付できる額は、別表第1のとおりとする。

（助成金の交付の申請）

第12条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第5号）に助成金交付決定通知書（様式第2号）または助成金確定通知書（様式第4号）の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 規則第24条第2号に規定する市長が定めるもの、および規則第24条第3号に規定するその他市長が助成金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるものは、購入代金5万円以上のものとする。

2 規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、10年間とする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 岡山市自主防災会防災資機材及び防災マップ給付事業実施要綱の規定により、自主防災会結成の届出を行った単位町内会については、この要綱の自主防災組織の結成の届出を行ったものとみなす。
- 3 岡山市自主防災会防災資機材及び防災マップ給付事業実施要綱の規定により、自主防災会結成の届出を行った連合町内会については、この要綱の学区(地区)防災組織結成の届出を行ったものとみなす。

附則（令和2年2月26日）

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附則（令和2年3月31日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月29日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月31日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和8年3月31日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

	避難活動準備助成金		学区(地区) 連絡調整助成金	活動運営費助成金		地域防災マップ 作成助成金	
助成対象 事業者	自主防災組織のうち、 岡山市自主防災会防 災資機材及び地域防 災マップ給付事業実施 要綱により、自主防災 会として給付を受けた 単位町内会が結成す るもの		左記以外のもの	学区(地区)防災 組織	自主防災組織及び学区(地区) 防災組織 ただし、第7条第1項第6号に規 定する事業にあつては、自主防 災組織のみを助成対象事業者と する。		自主防災組織及び 学区(地区)防災 組織
助成額 (上限額)	組織 割	—	10万円	30万円	第7条第3項第1号 に該当するもの	2万円	3万円
	世帯 割	世帯数(※1) × 500円	世帯数(※1) × 500円		第7条第3項第2号 に該当するもの	5万円	
					第7条第4項に該当するもの 個別避難計画新規作成 1件あたり 3,000円を加算		
交付回数	上記の助成対象事業者につき 1回		上記の助成対象事 業者につき 1回	年1回		3年に1回	
完了前 交付の 可否	可 ※2		可 ※2	不可		不可	
備考	<p>※1 世帯数は、交付決定を行った日が属する予算年度の前年に調製された冊子「岡山市町内会名簿」に記載の「加入世帯数」とする。</p> <p>※2 (第11条関係)事業を実施することに支障がある場合には、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付でき、助成事業の完了前に交付できる額は、交付すべき助成金の交付決定金額の10分の10以内とする。</p>						